賃貸借契約書(案)

件名	広島市立広島市民病院一酸化窒素投与装置賃貸借(単価契約)
履行場所	広島市中区基町7番33号 広島市立広島市民病院
契約期間 履行期間	契約締結の日から平成32年3月31日まで 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
賃貸借料	別表のとおり
支払方法等	広島市立病院機構賃貸借契約約款のとおり
契約保証金	
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市立病院機構賃貸借契約約款のとおり
特 約 条 項	1 違約金等の算定基礎となる契約金額予定総額は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額金 円)とする。 2 契約締結の日から平成31年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。
適用除外事項	
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の賃貸借契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市立病院機構賃貸借契約約款によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成○○年○○月○○日

発注者 広島市中区中町8番18号 地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 影 本 正 之

受注者

区分	単位	賃貸借料	うち取引に係る消費 税及び地方消費税相 当額
一酸化窒素投与装置使用料一式あたり	1 時間 単価	円	円
機器管理料金	年額	円	田

ただし、機器管理料金の算定に当たっては、次表のとおり支払対象とした合計時間数に応じて減額するものとする。

区分	支払対象とした合計時間数	減額後賃貸借料
1	100時間未満の場合	減額なし
2	100時間から200時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から 1/3 を減じた額
3	200時間から300時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から 2/3 を減じた額
4	300時間から400時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から 5/6 を減じた額
5	400時間以上の場合	無料

- 1 使用料の算定に関して通常1患者あたり診療報酬点数表に定められた時間までを上限とする。1患者について継続して使用する場合は、使用開始から通算して上記上限時間以降の1か月間については使用料金の請求対象外とする。それ以降については、延長使用料として別途請求できるものとする。延長使用料については、別途発注者受注者協議する。
- 2 受注者が請求する使用料の算定は使用料単価に使用時間を乗じた金額とする。使用時間 の算定は、患者ごとに専用用紙に記録された治療開始時刻から治療終了時刻までの時間数 とする。なお、1時間に満たない場合は1時間に切り上げるものとする。
- 3 前項の使用が月をまたぐ場合、終了日時点で金額を算出し請求するものとする。(ただし、 3月分を除く)
- 4 受注者は原則として翌月の10日までに、使用月の使用記録の写しを添えて発注者に対して請求を行うものとする。
- 5 受注者は機器管理料金の請求を、契約期間満了後に発注者に対して行うものとする。なお、上記別表の区分に該当する場合は減じた額または無料とする。